

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 京都市伏見区横大路千両松町126番地
名 称 株式会社京都環境保全公社
代表取締役 鍋谷 剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸



許可の年月日 平成29年 8月31日

許可の有効年月日 平成34年 8月30日

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物（PCB又はダイキシン類を含むことにより有害なものを除く。）であるものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物（PCB又はダイキシン類を含むことにより有害なものを除く。）であるものに限る。）
- 4) 感染性産業廃棄物
- 5) 廃石綿等
- 6) 汚泥（有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チベンカルブ、ベンゼン又は1,4-ジメチルを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 7) 廃PCB等
- 8) PCB汚染物

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
なし

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無